

機関番号：11301
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2008～2010
 課題番号：20530293
 研究課題名（和文） 近代フランス地方行政システムの実質的制度化プロセス—地域間比較アプローチ
 研究課題名（英文） Practical Institutionalization Process of Local Administration System in Modern France : Regional Comparative Approach
 研究代表者
 小田中 直樹 (ODANAKA NAOKI)
 東北大学・大学院経済学研究科・教授
 研究者番号：70233559

研究成果の概要（和文）：近世（ほぼブルボン朝の成立）以降のフランスは、これまで「中央集権化が順調に進んだ国」のモデルとして捉えられてきた。しかし、本研究では、中央集権化の中心をなす行政システムについて、ローカルな次元における制度化のありかたを、3 県（イル・エ・ヴィレス、コート・ドール、エロー）について実証的に分析し、実際には、行政と政治を含めたガバナンスの正統性をめぐってさまざまな試行錯誤がなされたことを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：It is commonly said that France since the early modern age, i. e. the beginning of the Bourbon dynasty, is a model of “centralized state.” Our research intended to judge whether this argument is true or not by analyzing the documents conserved in three Departmental Archives (Ille-et-Vilaine, Cote-d’Or, Herault) in order to make clear how the institutionalization of administrative system, core of centralized state, was realized at a local level. We conclude, from the research, that there were many conflicts and trials-and-errors about the legitimacy of Governance concerning political and administrative actors.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：フランス社会経済史

科研費の分科・細目：経済学・経済史

キーワード：近代フランス、地方行政システム、ガバナンス、正統性

1. 研究開始当初の背景

(1) 歴史学界における通説によれば、近世（初期近代）から現代に至る国家の特徴のひとつは、中央集権的に制度化された行政システムをそなえていることである。とくにフランスについていえば、行政システムの制度化は旧体制期に本格的に始まり、19 世紀中葉にはほ

ぼ今日のような姿をとった。そして、七月王制期（1830～48）など自由放任主義的な古典派経済学が一定の政策的影響力をもち、行政システムが対応するべき政策領域が縮小した一時期を除いて、「官僚制的合理化ともよぶべき趨勢にもとづき、各地でスムーズに進んだ」とでもいふべきイメージが与えられて

いる (Rosanvallon[1990]参照)。すなわち、旧体制期から今日に至るまで、フランスは早期かつ急速に行政システムの制度化、とりわけ中央集権化が進んだ国といわれている。なお、この期間のうちとくに行政システムの中央集権的な制度化が急速に進んだとみなされているのが、第二帝制期である。

(2)しかし本研究担当者は、これまで19世紀フランス社会経済史研究にたずさわるうちに、フランスに関する上記通説に対していくつかの疑義を感じるようになった。ここでは、これら疑義のうち3点を指摘しておきたい。

第1に、郡 (arrondissement)・小郡 (canton)・市村 (commune) など県以下のレベルにおける行政システムを「地方行政システム」と呼ぶとすれば、そもそも、近代から現代にいたるフランスの地方行政システムは、これまでほとんど実証的な歴史的分析の対象となってこなかった。とりわけ地方行政システムの具体的な機能やメカニズムについては、管見の限り、十分な分析を加えた研究は存在しない (Le Bihan[2008]参照)。これは、県以上のレベルにおける、すなわち「中央行政システム」の制度化のプロセス・構造・機能については、すでに重厚な研究史が存在することと、著しい対照をなしている。

第2に、地方行政システムについては、19世紀において「県…郡・小郡…市村」という行政システムの機構そのものは確立したが、それが指揮命令あるいは情報伝達の系統として十全に機能していたことを意味するわけではない。指揮命令および情報伝達の系統として機能することを「実質的な制度化」とよぶならば、実質的な制度化が十分に進んでいたことは明白な事実とはいいたい。

第3に、地方行政システムの実質的制度化プロセスは、各地で画一的かつスムーズに進んだというにはほど遠いものだった。

(3)第二帝制期の中央行政システムについては、かつて第二帝制が大略「皇帝ナポレオン三世は行政当局 (=官僚機構) をもちいて強大な独裁的権力を行使したため、行政当局 = 官僚機構のプレゼンスが高まり、議会制民主主義を犠牲にするかたちで中央集権化が進んだ」時期と理解されていたため、システムを構成する諸要素に関する研究がはやくから進められてきた。

これに対して、地方行政システムに関する研究をみると、この領域は大幅に遅れているといわざるをえない。たとえば県知事と郡長・治安判事のあいだにおける意思決定のプロセス、県・郡・小郡・市村に置かれた各種諮問団体の機能、あるいは市村長と市村議会の関係など、手をつけられていない、あるいは十分に解明されていない問題は山積して

いる。

2. 研究の目的

(1)本研究は、以上の研究史の状況を受け、近代フランスとりわけ第二帝制期 (1852~70)における「地方行政システム」が、いかなる構造として、いかに実質的に制度化され、いかに機能したかを、具体的な事例をもとに明らかにすることを課題とする。

(2)帝制期の社会構造を論ずるうえで避けて通れないのは、19世紀フランスの政治的・経済的・社会的な支配階層として「名望家 (notable)」なる階層を設定する、いわゆる名望家論である。時論家ダニエル・アレヴィによれば、19世紀後半までのフランスは、生まれ・財産・人的ネットワークなど、なんらかのリソースにもとづく「影響力」の行使を特徴とする名望家が支配階層の地位にあった。彼らの優越がくずれるのは、1880年代に入って第三共和制が安定し、政権をになう (穏健および急進) 共和派が、地方行政、初中等教育、社会政策など、さまざまな側面にかかわる改革を開始したあとのことである。

名望家概念にいち早く着目した歴史学者としては、アンドレ・テュデスクが挙げられるが、彼のアーギュメントはその後の研究潮流に巨大な影響をおよぼすことになった。そして、名望家論的な視角からなされる実証的な研究が進展するにつれて、19世紀前半のフランスが基本的に名望家的な社会構造をもっていたことについては、今日ほぼコンセンサスが存在するといつてよい。

それでは、テュデスクの研究対象の終点をなす19世紀中葉から、アレヴィが「名望家の終焉」をみた1880年代までのあいだ、すなわち第二共和制・第二帝制・第三共和制最初期についてはどうか——これが次の問題になる。もっとも、このうち第二共和制と第三共和制最初期については、一種の混乱期にして過渡期であり、いわば例外事象とみなすこと「も」可能だろう。最大の問題は、第二帝制期の社会構造を、とりわけ名望家による支配の存否や性格や強弱という観点からいかに理解するべきか、である。

名望家論の観点からすれば、第二帝制は、名望家による社会的支配が維持・強化される傾向と掘りくずされる傾向を並存させ、名望家に政治的支配階層の座を与えることはなかったが、彼らの利害にかなう政策と反する政策をともに採用するような、その意味では一種の過渡期だった。

(3)フランス革命期には、封建的土地所有が廃絶されて近代的な土地所有権が確立し、国有財産売却によって土地所有権が流動化した (服部[2009]参照)。さらにまた、19世紀

前半になると、フランスでも工業化が始まった。こういった事態を背景として、19世紀半ばになると、フランス国内における農業とりわけ土地制度に対する関心が高まり、それらを統計的に把握する公的な試みが始まる。

このうち 1852 年になされた調査については、すでにミシェル・ドモネが空間グラフ化し、そのうえで全国レベルの分析を加えている (Demonet[1990])。もっとも、ドモネ作成になる多数の空間グラフをみて印象づけられるのは、なによりもまず、当時の農業・土地制度がつよい空間的多様性をもっていたことである。それゆえ「第二帝制期の農業・土地制度」を単数形で語ることは出来ない。

それでは、いかなるアプローチを採用すべきか/採用しうるか。本研究は「地域間比較」が有効であると考え。すなわち、単一の空間をとりあげ、その全域において支配的な農業・土地制度のあり方を把握・測定するのではなく、複数の空間をとりあげ、それらを比較することによって、他の空間に比して相対的に優越している農業・土地制度のあり方を析出する、というアプローチである。

3. 研究の方法

(1) 研究の方法としては、本研究では、各地の県文書館に所蔵されている一次資料の調査にもとづく実証的分析を採用する。

本研究は、まず、19世紀フランスにおいては、地方行政システムの実質的制度化は不十分であり、また、その進捗には空間的な差異があった、という知見のうえに立つ。そして、第二帝制期において、同現象はいかに進行したか、そのプロセスはいかなる因子に、いかに規定されていたか、という2点を明らかにすることを意図する。すなわち、地方行政システムの構造や機能にインパクトを与える因子が存在すると想定しているわけである。

当該現象を規定する因子としては、さまざまなものが考えられる (Bois[1960]参照) が、本研究は、それらのうちとくに社会経済構造、とりわけ土地制度の特質に着目することにした。それは、これまでの19世紀フランス史研究において、土地制度をはじめとする社会経済構造が政治的支配階層のありかたをおおきく規定し、それを通じて政治プロセスにも大きな影響を与えてきたことが明らかにされてきたからである (Rémond, ed. [1988]参照)。

そのうえで、社会経済構造のありかたが異なる複数の県において同システムの実質的制度化がいかなるプロセスをたどったかを比較し、そこにみられる異同を確定することを試みる。

比較対象としては、イル・エ・ヴィレヌ (Ille-et-Vilaine)、コート・ドール (Côte-d'Or)、エロー (Hérault) という3

つの県をとりあげる。これら諸県をとりあげるのは、定額小作制度 (イル・エ・ヴィレヌ)、大規模借地制度 (コート・ドール)、小規模自作制度 (エロー) と、おもな土地制度が相互におおきく異なっているからである。

おもな資料としては、3県の県文書館に所蔵されている農業統計関連文書、政治状況報告書、および県行政官と郡・小郡・市村公務担当者の往復書簡など一次資料を利用することを予定している。

(2) 具体的には、次の2つのステップを踏んで分析を進める。

第1の段階では、研究対象たる3つの県のおのおのについて、第二帝制期における社会経済構造とりわけ土地制度の特質を確定し、また同時期における地方行政システムの実質的制度化のありかたを確認したうえで、両者の関係はいかなるものだったか、とりわけ前者の特質が後者のあり方にいかなる影響を与えたかを明らかにする。

このうち土地制度を中心とする社会経済構造については、まず、当時実施されたさまざまな全国統計調査をもちいて県間比較分析をすすめる。地方行政システムの実質的制度化については、おもに、各県文書館に所蔵されている分類系列M「県一般および経済行政」、N「県行政」、T「教育」、X「救貧」、およびZ「郡庁」に属する資料を調査分析する。とりわけ、県庁と郡庁・治安判事・市村役場とのあいだの往復書簡 (correspondance)、郡長 (=副知事)・治安判事・市村長の手になる「政治情勢報告書」、そして (おもに県知事による) 行政官職および任命制政治職の任免にかかわる書類に、調査分析の重点を置く。

第2の段階では、第1の段階で明らかにされた3点について、3つの県の事態を比較し、三者間の異同を確定し、異同の原因を析出することを試みる。

そのうえで、可能であれば、地方行政システムの実質的制度化のメカニズムに関するモデルを構築する。その際は、地方行政システム (の、ただし、おもに現状) をとりあつかう学問領域である政治学、とりわけ行政学における理論やモデル構築手法などに関する知見を援用することになるだろう。

4. 研究成果

(1) 19世紀フランス、とりわけ第二帝制期の社会政治史は、基本的には「中央集権化を進めようとする中央政府、それを阻もうとする (ローカルな) 名望家」という2つのアクターの関係を対立軸として論じられてきた。

むろん、たとえば制限選挙王制期の一部全国支配階層、とりわけ復古王制期の極端王党派 (ultra-royalists) 内閣は、名望家を重

要な支持基盤としており、そのことを反映して地方分権的な政策を採用した。また、とりわけ第二帝制についていえば、中央政府は、基本的には中央集権化を志向し、そのなかで名望家のローカルな権力の基盤を徐々に変容させていったものの、名望家による社会的支配の存続そのものについてはアンビバレントな態度をとりつづけた。

しかしながら、その一方で、19世紀とりわけ第二帝制期を通じて、収税、教育、社会保障・公衆衛生（救貧）、公共事業、あるいは産業振興など、さまざまな政策領域において、それら政策を担うべき存在たる行政機関が各地で整備され、中央政府や国会で決定された政策方針にもとづいて活動することが求められ、また実践されたこともまたたしかである。

したがって、中央政府と名望家がつねに対立関係にあったと仮定することは誤りであるとしても、当該時期の社会政治史を両者の（対立、協力、妥協などをはらむ）緊張関係のなかで語ることにについては、一定の妥当性があるとみなしてよいだろう。

それでは、この分析枠組みを地方行政システム研究のレベルに適用することは妥当だろうか。換言すれば、ローカルな次元、あるいは「地方行政システム」を分析するという営為には、社会政治史や中央行政史には存在しない、それ固有の特徴、問題、あるいは留意点はないか、ということである。

先行研究を顧みると、当該分析枠組をもちいて地方行政システムを分析した事例としては、本研究の研究対象をもなしているイル・エ・ヴィレヌ県を対象とするルヨンクールのものが挙げられる（Le Yoncourt [2001]）。彼女によれば、県知事と名望家のあいだでは、「取り込み」と「抵抗」と「協力」からなる複雑なゲームが展開された。

ただし彼女の指摘は大きな問題をはらんでいる。すなわち、これら各種地方行政システムそのものや、あるいはそれらシステムを担う個人が持つ／持つべき／与えられる／与えられるべき「正統性」の「質」はいかなるものだったかという重要な論点に接近しているにもかかわらず、この点が視野からぬけおちてしまっている、という問題である。

ここで本研究が着目した、そしてルヨンクールの所説に欠けている「行政システムあるいは行政担当者の正統性」とは、一見奇妙な問題提起のようにみえるかもしれない。しかしながら、行政担当者も政治家同様に権力保持者であるからには、彼らの権力、さらにはその根拠たる地位の拠って来たることを明らかにし、その正統性の存否と程度を測定することは有意義な営為である。たとえば郡公衆衛生審議会を例にとるとすれば、公衆衛生の専門家（しばしば医学部教授）を委員と

して登用する場合と、郡の名望家を登用する場合では、登用の根拠や求められた役割は、おのおの相異なっており当然だろう。すなわち、一言でいえば、両者では正統性が異なっていることが推測できた。

この点を認識すれば、さまざまな疑問がわいてくるはずである。たとえば、彼らおのおのに認められた正統性とはいかなるものであり、いかに評価されたか。時間がたつにつれて、おのおのの評価は変化しなかったか。正統性の相違にもとづく対立は存在しなかったか。相異なる正統性にもとづいて登用されたものが席を同じくして協働することには、いかなる意味が託されたか、などである。

(2) もっとも第二帝制期の地方社会における正統性の問題については、とりわけ名望家論の枠組みのなかで、これまでもさまざまに論じられてきた。それは、前稿で論じたように、19世紀前半の地方社会を統べる存在だった名望家の権力の源泉はどこにあり、いかに正当化されていたかが、名望家論の大きなテーマだったからである。

ただし、ローカルな政治におけるアクターの正統性の存否・ありかた・評価を分析するという営みのポテンシャルは、十分に汲みつくされてきたとはいいいがたい。本研究からすると、政治化とは、システムやアクターを含めた「政治なるもの（le politique, the political）」に認められる正統性が変化する現象として捉えられうるし、また、そのようなものとして捉えられなければならない。

さらにいえば、「正統性」という分析観点をを用いることには、政治システムと行政システムをシームレスに捉えることを可能にするというメリットがあることが判明した。

19世紀における地方行政システムの制度化のプロセスを単なる「中央政府のエージェントたる行政アクターによる中央集権化と、それに対する地方社会を代表する政治アクターの（ムダな）抵抗」というトクヴィルの枠組みではなく「対立・抵抗、取り込み・協力」というゲームの枠組みで捉えるべきであるというルヨンクールの提言には、重要な意義があった。そのことを踏まえたうえで、本研究からは、これらゲームのアクターにとっては、自らの立場に対する地域民衆の支持を取付けることが決定的に重要だった、という点を考慮に入れ、さらにこのゲームの「場」を「政治＝行政システム」の総体に拡張するためには、政治・行政の「正統性」の如何を分析することが有益であることが判明した。

政治システムのあり方と行政システムのあり方をシームレスに捉えうるという、視点としての「正統性」の強みをもっとも発揮されうるのは市や村（commune）の次元である。

市村の次元における「正統性」の問題は、

大別して、市村議会議員に求められた正統性の特徴と変遷の如何、市村長に求められた正統性の変遷と特徴の如何、二つの正統性のあいだの（優劣、対立と強調といったさまざまな）関係のあり方、この三点に区別できる。そして、これら三つの問題は、次のような理由で、おのおの重要であることが判明した。

第一に、市村議会議員の正統性の問題については、いまさら言うまでもなく、名望家論との関係がある。1831年3月21日市村法によって市村議会議員が選挙で選出されるようになって以来、彼らの属性はいかなるものか、換言すれば彼らはいかなる理由にもとづいて得票し当選したかという問題が、とりわけ「彼らは名望家だったか否か」を焦点として、これまで種々論じられてきた。

第二に、市村長の正統性の問題については、王政復古から第二帝制期にいたる彼らの選出方法が、とりわけ市村議会との関係において変化したことが重要である。王政復古以後、市村長は基本的に中央政府（国王、大統領）または県知事が任命したが、第二共和制期の人口6000人以下の村の村長については例外的に村会による相互選出という方法が採用された。このことを反映して、第二帝制期になると、市村長は（事実上中央行政当局による）任命制たるべきか、あるいは（選挙によって選出された市村議会議員のなかから、なんらかのかたちで選出されるという）選挙制たるべきかをめぐり、論争が生じることになった。そして、任命制と選挙制では、拠って立つ正統性はおおきく異なるはずである。すなわち、市村長の正統性はいずれに求められるべきかという問題である。

第三に、市村議会議員と市村長の正統性の関係については、とりわけ市村長が任命制である場合に、大きな問題となる。すなわち、市村長が体現し、中央政府の権威に由来する、任命制にもとづく正統性と、市村議会議員が体現し、民意に由来する、選挙制にもとづく正統性、この二つの正統性のあいだの優劣関係について、その根拠として提示された論理、優劣の変遷のありかた、あるいは変遷の理由や背景といったものを検討することが、第二帝制期フランスにおける政治＝行政システムの正統性を把握するにあたって、絶好のケーススタディである。

(3)以上の考察からして、本研究の実証的な部分の主要な課題は、分析対象たる3県について、当該時期における市村長と市村議会の関係を、「正統性」という観点から具体的かつ時系列的に分析することにおかれた。この課題を追求することにより、19世紀フランスのとりわけ農村部における「政治化」のありかたを再検討し、また、当時の地方行政システムの制度化のプロセスを明らかにするの

に貢献することが期待しえたからである。

この点を考慮するとき、本研究にとってもっとも興味深いのは、1865年7月27日各県知事にあてて内務大臣が発した通達である。そこでは、市村長と市村議会の関係に関する政府の方針が大きく転換したことが表明されているからである。すなわち、それまでは、第二帝制期中央政府は市村長が市村議会議員選挙に立候補することを基本的に否定していた。ところが、同通達では、この方針を百八十度転換し、市村長は基本的に市村議会議員選挙に立候補するべきであると定めたのである。この方針転換は、いったい何を意味しているのだろうか。本研究では、市村長の選出方法がその正統性のありかたと密接な関連を持っていることを想起し、ここに、彼ら、および市村議会議員、両者からなるローカルな次元の政治＝行政システム、さらには両者や同システムのみならず民衆も包摂し、正統性をめぐるゲームが展開される場である「社会政治空間」の総体において、社会政治空間のコーディネーションたる「ガバナンス」にもとめられる正統性のありかたの変化をみてとれるのではないかと考えた。

同通達は、既存の研究によれば、第二帝制の「自由主義化」すなわち「権威帝制」から「自由帝制」への移行の一環としてとらえられてきた（Anceau[2008]など）。しかしながら、同通達には、市村議会議員選挙に立候補できないことに対して、各地の市村長から批判や不満が寄せられたことが通達の背景にあることが明記されている。換言すれば、通達のイニシアティブは政府ではなく市村長側にあったのである。

それでは、市村議会選挙に立候補できないことが市村長にもたらす問題とはなにか。本研究は、この点に着目して県文書館所蔵資料を分析した。その結果明らかになったのは、ローカルな社会政治空間におけるガバナンスの正統性が変化しつつあったという事態である。

すなわち、第二帝制が成立した当初は、市村長が司るガバナンスは、彼らの任命権者である「皇帝（あるいは県知事）の権威」によって正統化されていた。これは「上からの正統性」にもとづくガバナンスであり、それゆえ、コーディネートされるべきローカルな社会関係からは極力超越的であることが要請される。たとえば市村長は、ローカルな社会関係の縮図にして同関係を体現する市村議会のメンバーではあってよい（自動的にメンバーとなる）が、しかし、市村議員選挙に関与することは、自らが体現する皇帝の権威の超越性を損なう営為であるとみなされた。そして、そのことを反映して、彼らは皇帝・中央政府を頂点とする行政システムの末端に位置づけられるという性格をもつことが強

調された。

ところが、ローカルな社会政治空間のガバナンスという観点からみると、ここで提示されている正統性には不十分な点が存在した。すなわち、同空間で論じられ、コーディネートされる対象は、どの党派（正統王朝派、オルレアン派、ボナパルト派、共和派など）が優勢か、いかなる経済政策を採用すべきか、だれを国務院委員に任命すべきか、といった「大文字の政治」ではなく、これら「大文字の政治」をローカルな社会政治空間に投影して生じる問題や、あるいは同空間に固有の問題だからである。前者の例としては、さまざまな徴税を以下に実施するか、といったものがある。後者の例としては、市村予算を小学校校舎建設に用いるか教会の改修にもちいるか、といったものがある。これらは「上からのガバナンス」では十分な正統性を供給できない問題だった。そして、市村会で論じられた、したがって市村長が直面し、みずからが提示する政策の正統性を主張しなければならなかったのは、主には、こういったローカルな社会政治空間のガバナンスにかかわるものだった。そして「皇帝の権威」によって正統化されたガバナンスを提示するだけでは、これらの問題に対処することは困難だった。そのことは、市村会や市村住民と対立していることを報告し、解決策の示唆を求める郡長・県知事あて市村長報告が多く見出せることから明らかである。

かくなる事態に直面した市村長にとって、採用されるべき解決法は、まずもって「別の」ガバナンスを提示することだった。すなわち「上からのガバナンス」が機能しないのであれば、別種の「上からのガバナンス」か「下からのガバナンス」か、どちらかを採用せざるをえない。そして、多くの市村長が着目したのは後者、すなわちみずから市村会議員選挙に立候補して当選し、有権者（民衆）からの支持を得たという事実にもとづいてみずからのガバナンスの正統性を主張する、という方策だった。実際、3 県の県文書館における資料調査からは、みずからのステータスの正統性を主張するために立候補を望む市村長の報告が多数見て取れる。

1865 年 7 月 27 日内務大臣通達は、帝制の自由主義化の一環として、いわば「上から」なされた政策の一環ではなく、市村長の要求という「下から」なされた行動に対する回答として捉えられなければならない。

(4) それでは、ローカルな社会政治空間のガバナンスのありかたには、3 県のあいだでどのような異同が存在したか。とりわけ、定額小作制度（イル・エ・ヴィレヌ）、大規模借地制度（コート・ドール）、あるいは小規模自作制度（エロー）が優越するという、各県

の土地所有制度のありかたとのあいだには、いかなる関係があったか。本研究は、引き続き、この点に着目して県文書館所蔵資料を分析した。具体的には、1865 年内務大臣通達にみられるような「上からのガバナンス」から「板からのガバナンス」への重心の移行をもたらした社会政治空間の変容が、市村長と市村会・住民の対立というかたちで現出することが多かったことを念頭におき、この対立の頻度やありかたを比較した。

その結果、イル・エ・ヴィレヌおよびコート・ドール両県と、エロー県のあいだで、対立の頻度や形態に大きな懸隔があることが判明した。すなわちエロー県では、第二帝制初期から対立が頻繁に生じ、また対立が生じた場合、市村議会や住民は積極的に県知事や各大臣などの上位・中央行政当局、さらには皇帝に上訴し、みずからの主張の正統性を訴えた。これに対して他の 2 県では、対立はなかったわけではないが、その頻度は低く、また、とりわけ大臣や皇帝への上訴は稀だった。

この相違と土地所有制度の相違のあいだにみられる相関関係の背景については、十分な証明はできなかったが、おそらく「小規模自作制度は社会政治的な独立心をもたらした」のではないかと想定される。この点の解明は、今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

① 小田中直樹、近代フランス地方行政システムの実質的制度化プロセス・研究史と資料 (2) —コート・ドール県、東北大学 TERG ディスカッション・ペーパー、査読なし、262、2010、1-32。

② 小田中直樹、近代フランス地方行政システムの実質的制度化プロセス・研究史と資料 (1) —イル・エ・ヴィレヌ県、東北大学 TERG ディスカッション・ペーパー、査読なし、248、2009、1-24。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小田中 直樹 (ODANAKA NAOKI)
東北大学・大学院経済学研究科・教授
研究者番号：70233559

(2) 研究分担者

()
研究者番号：

(3) 連携研究者

()
研究者番号：